

## 医療計画部会の審議状況について

日 時	平成 23 年 2 月 21 日(月) 午後 2 時から 3 時まで																																						
場 所	愛知県自治センター 4 階 大会議室																																						
出席者	委員 9 名 ( 委員総数 9 名 )																																						
議 題	<p>1 病床整備計画について</p> <p>【審議結果】 提出された全ての計画について承認された。</p> <p>【その他】 藤田保健衛生大学病院の病床整備計画の変更について、説明がなされた。</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現状</th> <th>計画</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th>一般</th> <td>1,475</td> <td>25</td> <td>1,450</td> </tr> <tr> <th>精神</th> <td>30</td> <td>25</td> <td>55</td> </tr> <tr> <th colspan="2">計</th> <td>1,505</td> <td>0</td> <td>1,505</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現状</th> <th>計画</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th>一般</th> <td>1,475</td> <td>0</td> <td>1,475</td> </tr> <tr> <th>精神</th> <td>30</td> <td>21</td> <td>51</td> </tr> <tr> <th colspan="2">計</th> <td>1,505</td> <td>21</td> <td>1,526</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 医療法施行規則第 30 条の 32 第 2 号に基づく病床の移動について</p> <p>【審議結果】 計画について承認された。</p> <p>3 愛知県地域保健医療計画の見直しについて</p> <p>【審議結果】 県計画及び医療圏計画の「案(案)」について審議を行い、「案」とすることが承認された。</p> <p>4 地域医療再生計画について</p> <p>【審議結果】 計画の骨子(案)について審議を行い、意見聴取を行った。</p>			現状	計画	計	種別	一般	1,475	25	1,450	精神	30	25	55	計		1,505	0	1,505			現状	計画	計	種別	一般	1,475	0	1,475	精神	30	21	51	計		1,505	21	1,526
		現状	計画	計																																			
種別	一般	1,475	25	1,450																																			
	精神	30	25	55																																			
計		1,505	0	1,505																																			
		現状	計画	計																																			
種別	一般	1,475	0	1,475																																			
	精神	30	21	51																																			
計		1,505	21	1,526																																			

病床不足地域における病床整備計画について

病 床 種 別	区 域	区分	病床を整備しようとする施設 名称 所在地 開設者	整 備 病床数	計 画 の 概 要				
							現状	計画	計
一般病床 及 び 療養病床	尾 張 西 部 医 療 圏	病院	一宮西病院 一宮市開明字平 1 社会医療法人杏嶺会	88 床			現状	計画	計
					病床種別	一般	312	88	400
						計	312	88	400
	病院	尾西記念病院 一宮市富田字宮東 1718-1 社会医療法人杏嶺会	23 床			現状	計画	計	
				病床種別	一般	51	23	74	
					療養	41	0	41	
計	92	23	115						
西三河 北 部 医 療 圏	病院	桜ヶ丘病院 豊田市豊栄町 11-131 医療法人成信会	31 床			現状	計画	計	
				病床種別	一般	32	13	19	
					療養	32	44	76	
計	64	31	95						
		(計)	3 病院	142 床					
精神病床	全 県 域	病院	(仮称)医療法人生生会 新富田病院 名古屋市中川区打出 2-347 はじめ 医療法人生生会	25 床			現状	計画	計
					病床種別	一般	47	5	42
						療養	241	5	246
	精神	13	25	38					
	計	301	25	326					
			病床数には計画承認済のものを含む ↓						
						富田 病院	新富田 病院	計	
病床種別	一般	0	42	42					
	療養	200	46	246					
	精神	0	38	38					
計	200	126	326						
		(計)	1 病院	25 床					

医療法施行規則第1条の14第7項に基づく病床整備計画について

1. 病床を設置する予定の診療所

病床の種類	区 域	名称 開設者 目	所在地 標榜科	開設病床数 (床)			許可の 要否	備考
				現在	増加	計		
周産期医療 (第3号)	知多 半島 医療圏	産院いしがせの森 大府市森岡町 1-193 医療法人替成会 産婦人科		12	6	18	不要	平成23年10月 既設診療所の 増床を予定 既に医療圏計 画に記載済み

2. 基準に対する申請内容

基 準	申請内容	適否
(1) 産科又は産婦人科を標榜すること。	(1)産科・婦人科を標榜	適
(2) 分娩を取扱うこと。	(2)分娩を取扱う	適
(3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。	(3)知多半島医療圏内の地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとる予定	適

## 重症心身障害児施設に係る病床整備計画について

病床種別	区域	区分	病床を整備しようとする施設 名称 所在地 開設者	整備病床数	計画の概要																																												
一般病床 及び 療養病床	尾張 北部 医療圏	病院	愛知県心身障害者 コロニー中央病院 春日井市神屋町 713 - 8 愛知県	180床	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td>コロニー 中央病院</td> <td>コロニー こばと 学園</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病床種別</td> <td>一般</td> <td>25</td> <td>180 (重心)</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>精神</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>175</td> <td>180</td> <td>355</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td>現状</td> <td>計画</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>180 (重心)</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病床種別</td> <td>一般</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>精神</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>175</td> <td>180</td> <td>355</td> </tr> </table>			コロニー 中央病院	コロニー こばと 学園	計	150	0	150	病床種別	一般	25	180 (重心)	205	精神				計		175	180	355			現状	計画	計	150	180 (重心)	330	病床種別	一般	25	0	25	精神				計		175	180	355
								コロニー 中央病院	コロニー こばと 学園	計																																							
150	0	150																																															
病床種別	一般	25	180 (重心)	205																																													
	精神																																																
計		175	180	355																																													
		現状	計画	計																																													
		150	180 (重心)	330																																													
病床種別	一般	25	0	25																																													
	精神																																																
計		175	180	355																																													
		(計)	1病院	180床																																													

ただし、下記のとおり、既存病床数には算定しないこととされている。

### 愛知県病院開設等許可事務取扱要領

重症心身障害児施設の病床（以下「重心病床」という。）については、病院(施設)開設・増床等の申請に係る病床数を算定するにあたって、医療法施行規則第30条の33の規定を適用することにより、病床過剰圏域においても、重心病床を設置できることとし、病床の設置にあたっては、該当圏域の圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会の意見を聞くこととする。

### 医療法施行規則第30条の33

基準病床数制度においては、二次医療圏（精神・結核・感染症については全県域）における既存病床数及び病院開設や増床の許可申請に係る病床数を算定するにあたって、社会福祉施設（重症心身障害児施設、肢体不自由児施設等）の病床等の病床数を算定しないこととされている。

# 医療法施行規則第 30 条の 32 第 2 号に基づく病床の移動について

## 【一般病床の整備】

### 1 計画の概要

東三河北部医療圏の救急医療の確保のため、圏域を超えた連携が必要とされている豊川市民病院は新城市民病院が削減する病床数の範囲で増床する。

### 2 整備計画

病床種別	区 域	病床を整備しようとする施設	整 備 病床数	備 考																				
一般病床	東三河 南 部 医療圏	(増床する病院) 豊川市民病院 豊川市光明町 1 19	69床	(病院病床の増加) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状</th> <th>計画</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>339</td> <td>69</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>精神</td> <td>106</td> <td>0</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>結核</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>453</td> <td>69</td> <td>522</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現状	計画	差引	一般	339	69	408	精神	106	0	106	結核	8	0	8	計	453	69	522
	区分	現状	計画	差引																				
一般	339	69	408																					
精神	106	0	106																					
結核	8	0	8																					
計	453	69	522																					
	東三河 北 部 医療圏	(減床する病院) 新城市民病院 新城市字北畑 32 1	床	(病院病床の減少) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状</th> <th>計画</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>255</td> <td>54</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>療養</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>271</td> <td>70</td> <td>201</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現状	計画	差引	一般	255	54	201	療養	16	16	0	計	271	70	201				
区分	現状	計画	差引																					
一般	255	54	201																					
療養	16	16	0																					
計	271	70	201																					

### 3 計画により行おうとする診療機能

東三河北部医療圏の救急患者の受け入れ体制の確保を図るため、豊川市民病院は増床を行い、豊川市民病院と新城市民病院が機能分担と相互連携を行うことで効率的で的確な救急医療体制を構築する。

### 4 豊川市民病院に一般病床を整備する必要性

- ・ 新城市民病院は平成 17 年度より急激な医師不足を生じ、救急患者の受入制限をせざるを得ない状況となり、このため、豊川市民病院への救急搬送が急増している。
- ・ 豊川市民病院は東三河北部医療圏からの患者の流入増により、救急患者及び紹介患者の受入に支障をきたしており、病院の建て替え整備に合わせて適正病床を整備することが、地域医療の確保のために必要と考えられる。
- ・ 豊川市民病院と新城市民病院が機能分担と相互連携を行うことにより効率的で的確な救急医療体制を構築するため、新城市民病院の病床数を 70 床削減することとし、豊川市民病院は、北部医療圏からの入院患者の受入、救急車受入のための救急不足分等に対応する病床数を確保するため、69 床増床する計画となっている。

## 病床整備に至る経緯

- (1) 医療圏（東三河南部・北部圏域合同地域医療連携検討WG）における協議状況
  - ・ 平成 20 年 7 月～11 月の間に 3 回の会議を開催し、「医療機能分担をすすめるため、豊川市民病院と新城市民病院間で、診療科ごとに具体的な連携のあり方等を協議する協議会を設置し、県の指導・調整のもと、医療機能連携や病床数の適正化等について協議を重ねるものとする。」との意見が取りまとめられた。
- (2) 公立病院等地域医療連携のための有識者会議における協議状況
  - ・ 平成 21 年 2 月 25 日に公表された報告書において「地理的な状況から、豊川市民病院と新城市民病院の医療機能連携をさらに強化することが必要であり、また、機能分担をすすめるため、新城市民病院は病床数の適正化を図るとともに、一般医療機能を担うことができるよう検討すべきである。」とされた。
- (3) 病院間の協議状況
  - ・ 豊川市民病院と新城市民病院との間で具体的な医療機能の分担、連携等について協議するため、「豊川市、新城市の地域医療連携のための協議会」を平成 21 年 5 月 18 日に設置した。
  - ・ 協議会は平成 21 年 6 月と平成 22 年 8 月に会議を開催し、圏域を超えた医療連携を強化する観点から豊川市民病院が新城市民病院の削減病床数（70 床）の範囲内で増床することを両病院間で合意した。
- (4) 愛知県地域医療再生計画における計画状況
  - ・ 救急医療の確保、地域の医師確保など地域における医療課題を解決し、地域医療の再生を図るため国からの交付金を財源に平成 22 年 1 月 8 日「愛知県地域医療再生計画」を策定し、東三河北部及び南部医療圏を中心とした「東三河地域」が対象地域の一つとされた。
  - ・ 地域医療再生計画の救急医療体制の目標として「豊川市民病院と新城市民病院の医療連携を強化し、新城市民病院が医師不足により対応が困難となっている北部医療圏の救急患者を豊川市民病院が受け入れるため、新城市民病院の病床の一部を豊川市民病院に移動する。（病床過剰圏域における（医療圏を越えた）病床の移動） 新城市民病院 70 床減 豊川市民病院 69 床増」とされた。

## 新城救急車実績

	20 年度	21 年度
救急車出動件数 (A + B)	1,905	2,030
北部医療圏収容件数 (A)	826	873
新城市民病院	451	540
その他北部医療圏	375	333
北部医療圏外収容件数 (B = C + D)	1,079	1,157
南部医療圏収容件数 (C)	795	922
豊川市民病院	462	605
豊橋市民病院	125	102
その他	208	215
その他医療圏収容件数 (D)	284	235

### （根拠規定）

医療法施行規則第 30 条の 32 第 2 号における「厚生労働大臣が認める事情」

H18.6.9 厚生労働省医政局指導課長通知

「複数の公的医療機関等を含め、医療機関の再編統合を行う場合にあっては、再編統合後の複数の医療機関の病床の数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的医療機関等を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていること。」